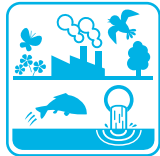


「心地よさ」が感じられるまちへ

うるおい・
景観



環境



住宅・
住生活



上下水道



道路・交通



うるおい・景観

基本方針

現況

本市のまちの構造に「緑のみち」として位置付けている草津川跡地において、未利用地の整備を計画的に進めています。

課題

草津川跡地の未整備区間について、市民ニーズの多様性を踏まえ、より有効な空間活用ができるよう計画し、事業化していく必要があります。

草津川跡地の空間整備

草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等として活用できるように、多様な市民ニーズを踏まえた空間整備を図ります。

現況

市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいますが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足しています。

課題

子どもから高齢者まであらゆる世代の利用目的に応じた公園の整備が求められるとともに、施設の老朽化への対応の必要があります。

ガーデンシティの推進

公園・緑地の安全性・快適性の向上を図るとともに、草津川跡地を拠点としてガーデンシティ※の実現を目指します。

現況

良好な景観は、各地域の歴史文化や風土、人々の営みとの関わりの中で、長い時間をかけて形づくられてきた、かけがえのない市民共通の資産です。

課題

市内各地の特性に応じた、良好な景観の保全と活用や、新たな景観の創出に取り組み、次代を担う子どもたちに良好な景観を引き継いでいく必要があります。

良好な景観の保全と創出

自然景観および歴史景観の保全と活用や、質の高い都市景観の創出に取り組むとともに、市民や事業者とともに、地域性豊かな景観まちづくりを推進します。

※ガーデンシティ：一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニング等の取組のこと。

■この分野の計画

- ・草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～/都市計画課）
- ・第2次草津市緑の基本計画（平成22年度～平成32年度/公園緑地課）
- ・草津市公園施設長寿命化計画（平成27年度～平成36年度/公園緑地課）
- ・草津市景観計画（平成24年度～/都市計画課）
- ・草津川跡地利用基本構想（平成23年度～/草津川跡地整備課）
- ・草津川跡地利用基本計画（平成24年度～/草津川跡地整備課）



施 策

概 要

①草津川跡地の整備

にぎわいが創出され、人と自然が触れ合い、うるおいがもたらされる空間づくりに取り組んでいくために、草津川跡地を、市民の憩いの場や、多様な市民活動の場、また、多くの人に関わる魅力的な空間、災害時の防災空間となるよう整備を進めます。

①公園・緑地の整備

緑の基本計画に基づき、緑化重点地区内の都市公園の整備を進めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。

②公園・緑地の活用

公園に対するニーズの多様化に対応できるよう、市民参加による公園の再整備や公園施設の計画的な改修、更新を行います。

③まちなみ緑化の推進

住宅等の緑化や市民参加の公共空間緑化の促進により、ガーデンシティとしての風情を構築していくとともに、緑化フェア等を通じたまちなみ緑化の普及啓発を行います。

①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

ふるさと草津の心を育むよう、琵琶湖岸の自然景観や旧街道のまちなみの保全・活用、また心地よさを感じる都市景観の創出を図るため、景観形成重点地区※の活用等を推進します。

INFORMATION
景観



※景観形成重点地区：重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

草津川跡地の空間整備



草津川跡地の活用のための空間整備が進んでいる！

ガーデンシティの推進



市民が利用できる公園・緑地が増える！

良好な景観の保全と創出

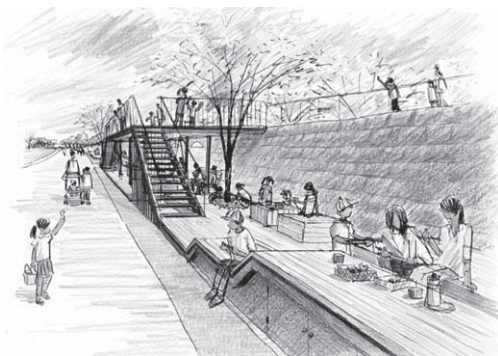


誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！

指標	整備進捗率 (整備面積/計画面積) (%)					公園・緑地面積 (ha)					市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	40.0	40.0	40.0	40.0	45.0	79.7	86.8	89.5	92.3	95.0	33.7	34.0	35.0	36.0	37.0

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズを踏まえた空間整備のあり方を検討します。 ○空間整備の方針の決定を受けて、諸事業を進めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働により、草津川跡地を計画的に整備します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じた景観づくりを進めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区等の制度活用を促進し、市民等の主体的な景観づくり活動を支援します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の立場で草津川跡地整備に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の立場で公園整備に参加します。 ○公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観づくりの主体となって、地域に応じた景観づくり活動に取り組みます。
事業者等	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○草津川跡地整備のあり方について研究、実践を行います。 	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動等が地域の景観に影響を与えることを認識し、地域の景観づくりへの貢献に努めます。





この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
草津川跡地の空間整備	①草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
	ガーデンシティの推進	①公園・緑地の整備	野路公園整備事業
野村公園整備事業			公園緑地課
②公園・緑地の活用		ロクハ公園運営事業	公園緑地課
		児童公園等維持管理事業	公園緑地課
		弾正公園運営事業	公園緑地課
		みずの森管理運営事業	公園緑地課
		草津川跡地公園運営事業	草津川跡地整備課
		③まちなみ緑化の推進	ガーデニング推進事業
緑化推進事業			公園緑地課
良好な景観の保全と創出		①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	景観を生かしたまちづくり推進事業
	屋外広告物管理事務		都市計画課

景観

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
草津川跡地の空間整備	36	草津川跡地整備（市街地、周辺部の活性化）
	40	草津川跡地の整備の具体化
	65	草津川跡地の災害時の活用推進
	69	花と緑の拠点（草津川跡地等）整備
ガーデンシティの推進	9	子育て環境、親子の遊び場の充実
	45	スポーツゾーンの整備
	68	「ガーデンシティくさつ」の取り組み
	70	都市公園の整備
良好な景観の保全と創出	37	景観まちづくり
	43	ふるさと草津の心を育む景観づくり

環境

基本方針

現況

生態系に配慮した環境保全と環境負荷低減のため、事業所等への指導・啓発や環境汚染等の調査を継続して公害規制基準の順守と公害リスクの管理を行っています。

課題

自然環境の保全と住環境充実のために環境に配慮した取組が求められている中、住工混在地域での騒音、振動、悪臭等、生活に身近な環境公害への対策が求められています。

現況

草津市地球冷やしたいプロジェクト※に基づく諸施策等、低炭素社会※への転換に向けた取組を推進しています。

課題

市民・団体・事業者とともに、さらなる省エネルギー、新エネルギー利用を進める必要があります。

現況

リサイクルフェア等のイベント等を通じ、ごみの減量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

課題

資源の有効活用について啓発等を積極的に行い、資源化をさらに推進していく必要があります。

良好な環境の保全と創出

自然環境にふれあう機会の充実と、事業所等への適切な指導により環境汚染・公害の防止に努め、自然との共生を進めます。

低炭素社会への転換

様々な主体が参画するプラットフォーム（基盤組織）「草津市地球冷やしたい推進協議会」の活動、また、省エネルギーと新エネルギー利用等の促進を図る等、低炭素社会への転換に向けた取組を推進します。

資源循環型社会の構築

新クリーンセンターを拠点として、廃棄物の発生抑制・再使用・資源化の推進、適正処理等、資源循環型社会の構築に向けた取組を進めます。

※草津市地球冷やしたいプロジェクト：地域の温室効果ガスの排出削減等、環境への取組を行う各主体が、一体となって低炭素社会を実現するための行動指針「草津市地球温暖化対策実行計画」のこと。

※低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。

■この分野の計画

- ・第2次草津市環境基本計画（改訂版）（平成28年度～平成32年度/環境課）
- ・草津市地球冷やしたいプロジェクト（平成29年度～平成32年度/環境課）
- ・草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）（平成28年度～平成33年度/ごみ減量推進課）
- ・草津市立クリーンセンター施設整備基本計画（平成24年度策定/廃棄物処理施設建設室）
- ・草津市循環型社会形成推進地域計画（第2期）（平成28年度～平成33年度/廃棄物処理施設建設室）



施策

概要

①自然環境の保全

良好な環境を次世代に引き継ぐため、身近な自然に興味や関心を持っていただくための「いきもの調査」や良好な自然を維持している地域を保全する取組等を市民・団体・事業所等とともに進めます。

②環境学習の拡充

環境学習等に関わる様々な情報の提供や発信、環境学習に取り組む人・団体等の活動支援を図りながら、市民・事業者・行政等の連携を拡充し、市全体のエコミュージアム※の取組を推進します。

③環境汚染、環境負荷対策の促進

河川の水質等に係る環境調査を継続的に実施するとともに、環境負荷の低減のため事業所等の適切な指導に努めます。

①様々な主体が参画するプラットフォームの拡充

様々な主体が参画するプラットフォーム（基盤組織）である「草津市地球冷やしたい推進協議会」の会員数の増加によるネットワークの拡充を図り、低炭素社会への転換に向けた取組を推進します。

②省エネルギー・新エネルギー利用等の推進

イベントや助成制度等を通じ、省エネ・省CO₂の推進、新エネルギー利用等の普及啓発を図り、環境に配慮したまちづくり（スマートエコシティ）に寄与していきます。

①廃棄物の発生抑制・再利用・資源化の推進

廃棄物の発生抑制と再利用による廃棄物発生量削減の取組と、資源化による処分量削減の取組を推進します。

②廃棄物の適正処理

適正な収集体制の堅持と新クリーンセンターの整備によって、引き続きごみを適正に処理します。また、同センターを資源循環型社会づくりの拠点として、施設見学者の受け入れや市民活動の積極的な展開を図ります。

③環境美化の推進

ごみの不法投棄防止のため、定期的なパトロール等を実施するほか、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。

※エコミュージアム：地域の自然的・文化的環境を、市民参加のもとで研究・保存・活用していくという考え方で、地域の持続的発展に結びつく実践活動のこと。

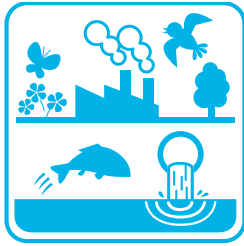
※新エネルギー：太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、地中熱利用等、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもののこと。

環境

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

良好な環境の 保全と創出



環境基準が常に達成されている！

低炭素社会への転換



低炭素社会づくりに取り組む市民・事業者等の活動が活発である！

資源循環型社会の構築



分別の徹底等により、資源化量が増える！

環境管理基準(BOD※)の達成状況 (達成回数/測定回数)

指標	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	24/24	24/24	24/24	24/24	24/24

草津市地球冷やしたい 推進協議会の会員数(者)

指標	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	72	74	76	78	80

ごみの資源化率(%)

指標	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	21.7	21.8	22.3	22.8	23.4

行動の指針

行政

(施策展開において)
 ○市内の自然環境の状況を把握し、自然環境保全のための取組を進めます。
 ○環境リスク対策についての情報提供や事業所の監視を強化し、環境管理基準の達成状況の定期的な調査も継続します。
 (協働の視点)
 ○自然環境を守る活動に関係する、市民、事業者、団体等の交流の機会をつくり環境保全への関心を高めます。

市民・地域

○自然環境保全に関わる活動に参加します。
 ○生活型公害対策に自ら取り組みます。

事業者等

○生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
 ○自ら率先して公害対策に取り組みます。

(施策展開において)
 ○市民、事業者等の自主的な取組を進めるための重点アクション等の仕組みづくりおよび啓発を行います。
 (協働の視点)
 ○様々な主体が参画するプラットフォームの充実を図ります。

○低炭素社会への転換を図るため、身近なことから取組を進めます。

○自主的に省エネ対策、新エネ利用を推進します。

(施策展開において)
 ○適正な収集体制の堅持と新クリーンセンターの整備によって、引き続き廃棄物の適正処理体制を安定的に確保します。
 ○ごみの不法投棄対策のため、定期的なパトロール等を行います。
 (協働の視点)
 ○ごみ減量・資源化活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。
 ○散在性ごみ等の発生抑制や回収活動を市民とともに進めます。

○ごみの減量・資源化活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。
 ○ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
 ○不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。

○ごみの減量・資源化等に関する行政の取組や市民・地域の活動に積極的に協力します。
 ○資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。

※BOD：生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したもののこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
良好な環境の保全と創出	①自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境課
	②環境学習の拡充	環境学習推進事業	環境課
	③環境汚染、環境負荷対策の促進	環境調査事業 事業所等指導事業	環境課 環境課
低炭素社会への転換	①様々な主体が参画するプラットフォームの拡充	地域協議会運営事業	環境課
	②省エネルギー・新エネルギー利用等の推進	広報啓発活動事業 エネルギー対策事業	環境課 環境課
資源循環型社会の構築	①廃棄物の発生抑制・再使用・資源化の推進	ごみ問題を考える草津市民会議活動補助事業	ごみ減量推進課
		資源ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課
	②廃棄物の適正処理	ごみ収集運搬事業 焼却ごみ処理事業 廃棄物処理施設整備事業	ごみ減量推進課 クリーンセンター 廃棄物処理施設建設室
	③環境美化の推進	不法投棄対策事業	ごみ減量推進課

環境

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
良好な環境の保全と創出	71	未来の環境を守る取り組み
低炭素社会への転換	72	スマートエコシティの推進
	73	市民参加型の省エネルギー対策
資源循環型社会の構築	74	循環型社会の構築
	75	ごみ焼却エネルギーの有効活用

住宅・住生活

基本方針

現況

全国的に人口減少が進んでいますが、本市では、計画的な市街地整備の進展等によって、居住人口が増加しています。

課題

将来の人口減少を見据えた都市基盤の整備と、“まちなか”の魅力ある都市環境の形成により、市全体としての居住魅力の維持・向上を図っていく必要があります。

現況

昭和40年代から本格化した住宅開発は、大学の誘致やJR駅周辺の開発を中心とする“まちなか”整備の進展のもとでさらに進んでいます。

課題

既成市街地の良好な住宅・住環境を守り、市街地整備・住宅開発誘導を進めていくとともに、人口減少地域への対策を進めていく必要があります。

“まちなか”の魅力向上

コンパクトシティとしての本市が、全体として居住魅力を高めていけるよう、JR駅周辺地区を核として広がる“まちなか”について、その整備を進めます。

住まいと住生活の魅力向上

住まいと住生活の安心や魅力を守り、高めるため、地域特性に応じた建物・土地利用の適切な誘導を図ります。

■この分野の計画

- ・草津市中心市街地活性化基本計画（平成25年度～平成30年度/まちなか再生課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画第2期（平成28年度～平成37年度/建築課）
- ・草津市住宅マスタープラン（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・草津市市営住宅長寿命化計画（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・草津駅東地域市街地総合再生計画（平成10年度～/都市計画課）
- ・草津市空き家等対策計画（平成29年度～平成33年度/建築課）



施 策

概 要

①市街地の整備

“うるおい”ある市街地の整備と低未利用地等の活用、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のよりいっそうの集積を進めて、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

①良質な住宅資産の形成

秩序ある住宅開発の誘導や諸制度を活用した快適な住生活づくり等、市民・民間事業者と連携のもとで市域の住宅資産の質の向上を図ります。

②空き家等の対策の推進

空き家等の適切な管理によって市民の生命・身体・財産を保護し、また、防災・衛生・景観等の市民の生活環境を保全するとともに、空き家等をまちづくりの資源と捉えて、その有効活用を図ります。

③土地利用の適切な誘導

都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図ります。

④地域特性を活かした郊外部の整備

郊外部における地域の産業・資源を活かして、新たな交流の創出や生活機能の確保等、さらなる活性化を図ります。

私たちの達成目標と行動の指針

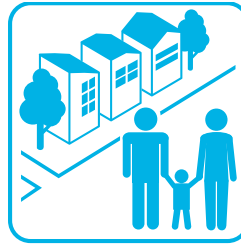
達成目標

“まちなか”の
魅力向上



“まちなか”に人がつどい、
ゆっくり楽しんでいる！

住まいと住生活の
魅力向上



誰もが住みたい・住み続けたいと
感じる、魅力と安心がある！

指標	“まちなか”に魅力があると 感じる市民の割合 (%)					良好な居住環境が形成されて いると感じる市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	30.4	31.0	32.0	33.0	34.0	67.6	69.0	70.0	71.0	72.0

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力を高めて市全体の「元気」をつくる視点を重視し、市街地の整備を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元関係者も含めた中で、将来の“まちなか”のビジョンを共有します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆとりとうるおいがあり、環境に配慮したライフスタイルを実現できるよう、地域特性に応じた建物・土地利用の適切な誘導を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が安心して暮らせるように、住居等に関する情報の発信を進めます。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力をつくる主役となって、考え、行動します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。
事業者等	<p>(商店街等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者間の連携も強めながら、市民・地域と一体となった取組の展開を図ります。 	<p>(開発事業者・建設事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいづくり、環境への配慮に努めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
“まちなか” の魅力向上	①市街地の整備	市街地街づくり推進事業	都市計画課
		中心市街地活性化推進事業（土木費） （仮称）市民総合交流センター整備事業	まちなか再生課 拠点施設整備室
住まいと住生活 の魅力向上	①良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務	建築課
	②空き家等の対策の推進	空き家対策事業	建築課
	③土地利用の適切な誘導	開発審査事務	開発調整課
		土地取引届出勧告事務	都市計画課
④地域特性を活かした郊外部の整備	特定構想検討事業	企画調整課	

住宅・住生活

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
“まちなか” の魅力向上	35	中心市街地活性化基本計画の推進
住まいと住生活の魅力向上	31	コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり※
	33	空き家対策などの住宅政策

※コンパクトシティ・プラス・ネットワーク：地域の活性化とともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、安心して暮らせるよう、都市全体の構造を見渡しながら、生活機能に関連する施設と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくりのこと。

上下水道

基本方針

現況

本市の水道は昭和39年から一部給水を開始し、人口急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね100%の普及率となっています。

課題

老朽化が進む初期に整備した水道管や浄水場など上水道施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。

現況

快適な暮らしを実現し、琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、市民・事業者等が全て下水道に接続し、適正に管理するよう取り組んでいます。

課題

未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の普及促進と老朽化した施設の更新・耐震化や機能強化等の適切な維持管理が求められています。

水の安定供給

水の安定供給のため、上水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

下水道の安定基盤づくり

下水道の安定基盤づくりのため、下水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。



■この分野の計画

- ・草津市水道ビジョン（平成23年度～平成33年度/上下水道総務課）
- ・草津市水道事業経営計画（平成23年度～平成33年度/上下水道総務課）
- ・水道水質検査計画（北山田浄水場・ロクハ浄水場）
- ・草津市下水道事業第8期経営計画（平成29年度～平成33年度/上下水道総務課）
- ・草津市水安全計画（平成27年度策定/北山田浄水場・ロクハ浄水場）
- ・草津市管路整備更新計画（平成24年度～平成33年度/上下水道施設課）
- ・草津市公共下水道長寿命化計画（平成25年度～平成29年度/上下水道施設課）
- ・草津市公共下水道総合地震対策計画（平成25年度～平成29年度/上下水道施設課）
- ・草津市下水道施設管理計画（平成27年度策定/上下水道施設課）
- ・草津市下水道業務継続計画（平成27年度策定/上下水道施設課）



施 策

概 要

①上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理

配水管や浄水場等、上水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

②上水道事業の健全経営

経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。

①下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理

下水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。また、効率的な維持管理のため農業集落排水施設の公共下水道への接続に向けた整備を進めます。

②下水道事業の健全経営

経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。



私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

水の安定供給



エコにも配慮したローコストで安全・安心な水を、いつでも利用できる!

下水道の安定基盤づくり



快適な生活環境を維持するため、下水道がいつでも使用できる!

指標	水の安定供給に対して不満を感じていない市民の割合 (%)					汚水の適正処理に対して不満を感じていない市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	88.7	89.0	89.0	89.0	89.0	85.3	86.0	86.0	86.0	86.0

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の整備や更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○水道事業の持続的な運営に向けて、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源の保全やエコライフ等につながる情報提供等に努めます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の整備や改築更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○下水道事業の持続的な運営に向けて効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切に生活に努めます。 ○給水装置を適切に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理に負荷をかけないように、油や固形物等を下水道に流さないようにします。 ○宅内の排水設備を定期的に清掃します。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場等の排水設備を適正に維持管理します。 ○排水の水質を定められた範囲に保ちます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
水の安定供給	①上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	配水管更新事業	上下水道施設課
		浄水場施設整備事業	北山田浄水場 口クハ浄水場
		給配水管修繕事業	上下水道施設課
		浄水場維持管理事業	北山田浄水場 口クハ浄水場
	②上水道事業の健全経営	水道企画経理事務	上下水道総務課
下水道の安定基盤づくり	①下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	污水管渠整備事業	上下水道施設課
		污水管渠等維持管理事業	上下水道施設課 給排水課
		農業集落排水施設管渠維持管理事業	上下水道施設課
		農業集落排水施設処理場維持管理事業	上下水道施設課
	②下水道事業の健全経営	下水道経理事務	上下水道総務課

上下水道

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
水の安定供給	62	地震対策
下水道の安定基盤づくり	62	地震対策

道路・交通

基本方針

現況

主要幹線道路で交通渋滞が慢性化し、生活道路で交通量が増加しているほか、橋梁等の道路施設の経年劣化が進んでいます。

課題

主要幹線道路の計画的な整備と生活道路での交通安全対策、また、計画的な点検・修繕による道路施設の予防保全的な維持管理等が求められています。

現況

自動車依存の高まりから、慢性的な道路渋滞が発生し、公共交通の利便性の低下とそれに伴う利用者の減少が懸念されます。

課題

公共交通空白地・不便地の解消や交通弱者等の生活交通手段の確保等が求められています。

現況

“まちなか”の整備が進んでいますが、公共公益的施設等間の移動経路と施設自体のバリアフリー化が十分に進んでいません。

課題

“まちなか”を誰もが自由に行き来でき、諸施設を利用できるよう整備し、都市の便益を誰もが享受できるようにしていくことが求められています。

安全・安心な道路の整備

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めるとともに、道路施設の適切な維持管理に努めます。

公共交通ネットワークの構築

公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。

バリアのないまちづくり

「草津市バリアフリー基本構想」における駅周辺の重点整備地区内での事業を推進するとともに、公共公益的施設等の機能の向上を図ります。

■この分野の計画

- ・第10次草津市交通安全計画（平成28年度～平成32年度/交通政策課）
- ・草津市自転車安全安心利用促進計画（平成28年度～平成37年度/交通政策課）
- ・草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・草津市都市交通マスタープラン（平成26年度～平成45年度/交通政策課）
- ・草津市通学路交通安全対策実施プログラム（平成26年度～/スポーツ保健課）
- ・草津市公共施設等総合管理計画（平成28年度～平成47年度/経営改革室）
- ・草津市バリアフリー基本構想（平成22年度～/交通政策課）
- ・草津市橋梁長寿命化修繕計画（平成25年度～/道路課）



施策

概要

① 広域主要幹線道路等の整備促進

県の「道路整備アクションプログラム」に位置付けられた路線や都市計画道路平野南笠線整備の早期着手を要望していきます。

② 幹線道路の整備

南北の幹線道路である都市計画道路大江霊仙寺線の整備に努めます。

③ 生活道路の整備

市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努めます。

④ 歩道・自転車道等の整備

歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。

⑤ 道路施設の長寿命化と維持管理

日常的な維持補修や道路パトロールによって道路を維持管理するとともに、橋梁等の道路施設については、修繕計画に基づいた点検・修繕を行います。

① 公共交通ネットワークの充実

異なる交通機関・手段の円滑な連絡や公共交通の利用環境の整備を行い、市民（地域）・事業者・行政の協働と連携強化によって、地域の特性に応じた公共交通ネットワークの充実を図ります。

① まちのバリアフリー化の促進

JR草津駅、南草津駅を中心とする重点整備地区内でのバリアフリー化を促進し、市内の公共公益的施設等へ安全に安心して移動できる環境を整備します。

私たちの達成目標と行動の指針

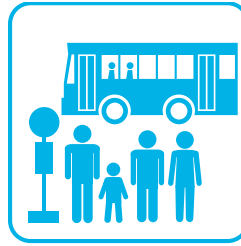
達成目標

安全・安心な道路整備



安全・安心な道路空間がある！

公共交通ネットワークの構築



公共交通機関が便利で市内の移動がしやすい！

バリアのないまちづくり



車いすで“まちなか”を自由に移動できる！

指標	道路空間の安全性に満足している市民の割合 (%)					公共交通機関の利便性に満足している市民の割合 (%)					まちに障壁（バリア）が少ないと思う市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	23.7	25.0	26.0	27.0	28.0	44.7	45.0	45.0	46.0	46.0	28.2	29.0	29.0	30.0	30.0

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心に利用できる道路空間の構築を推進します。 ○環境や景観に配慮した道路整備を推進します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。 					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官民が一体となり、連携した交通ネットワークを構築するため「地域公共交通網形成計画」を策定します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通の在り方を考える場の提供に努めます。 					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進します。 				
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上等、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。 ○市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。 					<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通サービスを積極的に利用します。 					<ul style="list-style-type: none"> ○適切な場所への駐輪や不法駐車をしない等、交通マナーを遵守します。 			
事業者等	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の整備や維持管理等に向けた相互の研究を推進します。 					<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官民や事業者間等の連携を強化し、公共交通機関の維持、活性化に努めます。 					<p>(建物所有者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者等が、安全で快適に移動できるよう環境整備に努めます。 				

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
安全・安心な道路の整備	①広域主要幹線道路等の整備促進	国・県道路整備対策事業	都市計画課
	②幹線道路の整備	大江霊仙寺線整備事業	道路課
	③生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
	④歩道・自転車道等の整備	歩道整備事業	道路課
		交通安全施設整備事業	道路課
⑤道路施設の長寿命化と維持管理	道路パトロール事業	道路課	
	道路維持補修事業	道路課	
公共交通ネットワークの構築	①公共交通ネットワークの充実	公共交通対策事業	交通政策課
バリアのないまちづくり	①まちのバリアフリー化の促進	駅周辺バリアフリー化事業	道路課

道路・交通

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
安全・安心な道路の整備	38	都市計画道路網整備の推進
	39	国道1号線バイパス（山手幹線）の国・県での整備促進
	66	交通事故発生件数の削減
公共交通ネットワークの構築	31	コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり
	72	スマートエコシティの推進
バリアのないまちづくり	42	ユニバーサルデザインの推進

